

「人権に関する県民意識調査」への 御協力をお願い

県民の皆様には、日頃から県政の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、宮崎県では、一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会の実現を目指して、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、さまざまな人権に関する施策に取り組んでいます。

このたび、県民の皆様には人権に関するお考えを伺い、今後の人権に関する取組の参考とするために「人権に関する県民意識調査」を行うことといたしました。

この調査は、市町村の協力も得ながら無作為で3,000人を選び、アンケートにお答えいただくもので、そのお一人としてあなた様をお願いすることとなりました。

御多用中のところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平成25年9月
宮 崎 県



回答に当たってのお願い

- (1) 回答は、お送りした封筒の宛名の御本人がお答えください。
御本人によるお答えが難しい場合は、御家族の方などが御本人のこととして記入してください。
- (2) アンケートは全部で29問あります。なお、設問によっては、当てはまる方だけに回答をお願いする場合がありますので、案内に従ってください。
- (3) 回答に際しては、当てはまる番号に○印をつけてください。また、「その他」を選ばれた場合は、[]内になるべく具体的にその内容を記入してください。
- (4) 間違って記入した場合は二重線を引いたり、その番号に×印を付けて訂正してください。
- (5) この調査票に、ボールペンや鉛筆にて直接記入してください。
- (6) 御記入後、調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要)に入れて、無記名のまま、平成25年9月30日(月)までに郵便ポストへお入れください。
- (7) この調査は、県内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に選んだ皆様にお届けしております。
調査に当たっては、個人情報やプライバシーなどに配慮するため、無記名で回答をお願いします。御記入いただいた調査票も全て統計的に処理をし、調査目的以外で使用することはありません。
- (8) この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

宮崎県 総合政策部 人権同和対策課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7067

FAX 0985-32-4454

E-mail jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

●人権全般についておたずねします●

【問1】

あなたは、今の宮崎県は「人権が尊重される県」になっていると思いますか。
あなたの気持ちに一番近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそうは思わない
4. そうは思わない
5. どちらともいえない
6. わからない

【問2】

あなたは、ご自分の人権が侵害されたと思ったことはありますか。どちらか1つを選んで番号に○をつけてください。

1. ある 《【問2-2】、【問2-3】、【問2-4】にもお答えください》
2. ない 《【問3】へお進みください》

【問2-2】

【問2】で「ある」と答えた人におたずねします。

どのような理由から人権侵害を受けましたか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 年齢
2. 学歴、出身校
3. 職業
4. 収入、財産
5. 家柄
6. 母子家庭、父子家庭、両親がいないこと
7. 障がい
8. 病気
9. 女性であること、男性であること
10. 独身
11. 容姿
12. 同和地区の出身であること
13. 国籍、人種、民族
14. 思想、信条、宗教
15. 事件・事故によって被害を受けた人及びその家族または遺族であること
16. わからない、心あたりがない
17. 忘れた、答えたくない
18. その他
[具体的に：]

【問2-3】

【問2】で「ある」と答えた人におたずねします。

あなたが受けた人権侵害の内容はどのようなものでしたか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された
3. 暴力、脅迫、強要
4. 差別的な扱いを受けた（不平等または不利益な扱いをされた）
5. 仲間はずれ、無視、嫌がらせ
6. 個人情報やプライバシーの侵害
7. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
8. ストーカー行為（つきまとい）
9. 忘れた、答えたくない
10. その他

[具体的に：

]

【問2-4】

【問2】で「ある」と答えた人におたずねします。

あなたは人権侵害を受けた時、どのようにしましたか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 黙って我慢した
2. 相手に抗議した
3. 親や兄弟姉妹などの家族に相談した
4. 友だちや職場の同僚などの身近な人に相談した
5. 学校の先生や職場の上司などに相談した
6. 弁護士に相談した
7. 法務局や人権擁護委員に相談した
8. 県や市役所や町村役場に相談した
9. 警察に相談した
10. 民間団体・ボランティアに相談した
11. 忘れた、答えたくない
12. その他

[具体的に：

]

※ **【問3】へお進みください。**

【問3】

次に挙げる各人権問題の中で、あなたが現在関心を持っているものはどの問題ですか。
次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 女性に関する人権問題
2. 子どもに関する人権問題（いじめ、体罰、虐待などを含む）
3. 高齢者に関する人権問題
4. 障がい者に関する人権問題
5. 同和問題
6. 外国人に関する人権問題
7. HIV（エイズウイルス）感染者等、ハンセン病患者等に関する人権問題
8. 性同一性障害（「身体的な性」と「こころの性」が一致しない人）の人権問題
9. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）を理由とする人権問題
10. アイヌの人々に関する人権問題
11. 刑を終えて出所した人に関する人権問題
12. 犯罪被害者等に関する人権問題
13. インターネットによる人権侵害の問題
14. 北朝鮮による拉致の問題
15. ホームレスの人の人権問題
16. プライバシーの保護に関する問題
17. 難病等の問題
18. 東日本大震災に伴う人権侵害
19. パワー・ハラスメント（職場におけるいじめや嫌がらせ）問題
20. 特に関心を持っている問題はない
21. その他の人権問題

[具体的に：

]

●女性の人権についておたずねします●

【問4】

あなたが、女性に関する事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 男女の固定的な役割分担意識（例えば「男は仕事、女は家庭」など）を押しつける
2. 職場において、採用、賃金、配置、昇進などで差別待遇がある
3. 育児、家事、介護などを男女が共同で担うことができる社会の仕組みが整備されていない
4. 痴漢行為、強姦や強制わいせつ等による性犯罪
5. ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人などによる暴力など。暴言・無視などの精神的暴力も含む）
6. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
7. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
8. 女性の性を強調した広告、雑誌等
9. 女性に対するストーカー行為等
10. 「奥様」、「婦人」、「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉
11. 特にない
12. わからない
13. その他
[具体的に：]

【問5】

女性の人権を守るためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 女性の人権を守るための教育や啓発に力を入れる
2. 女性の人権についての相談体制を充実させる
3. 女性の意見を社会に反映するために議員や会社の管理職などへの女性の登用を増やす
4. 女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
5. 企業における男女の格差（昇進や仕事の役割分担など）を改める
6. 保護が必要な女性のためのシェルター（緊急避難所）を充実させる
7. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
8. 特にない
9. わからない
10. その他
[具体的に：]

●子どもの人権についておたずねします●

【問6】

あなたが、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 親が言うことを聞かない子どもにしつけのために体罰を与える
2. 親が身体的、心理的に虐待(注)する、または養育を放棄する
3. 子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたり、させたりする
4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
5. 学校や就職先の選択になどについて、大人が子どもの意見を無視する
6. 教師による体罰
7. 児童買春・児童ポルノ等
8. 子どもの多様な能力が評価されない
9. マスコミ等により子どもに有害な情報(暴力や性など)があふれている
10. 特にない
11. わからない
12. その他
[具体的に:]

(注) 児童への虐待の内容には、次のようなものがあります。

「身体的虐待」～児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える

「性的虐待」～児童にわいせつな行為をする又は児童にわいせつな行為をさせる

「ネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)」～児童の保護を怠り又は拒否する

「心理的虐待」～児童に暴言又は拒絶その他の心理的外傷を与える言動を行う

【問7】

子どもの人権を守るためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 子どもの人権を守るための教育や啓発に力を入れる
2. 子どもの人権についての相談体制を充実させる
3. 家庭での人間関係を安定させる
4. 子どもに自分も他人も大切にすることを教える
5. 子どもの意見、考えを十分に聞き、親や学校の考え方を一方的に押しつけないようにする
6. 教師の人間性、資質を高める
7. いじめ・虐待(注)の発見や解決のための体制づくりをする
8. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
9. 家庭、地域、学校等が連携を強める
10. 子どもに豊かな体験をさせ、たくましく生きるための力を身につけさせる
11. 特にない
12. わからない
13. その他
[具体的に:]

(注) 虐待の内容は、【問6】の(注)を参考にしてください。

●**高齢者の人権についておたずねします**●

【問8】

あなたが、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 働く場所や働く機会が少ない
2. 保健・医療・福祉制度が整備されていない
3. 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害が多い
4. 経済的に自立が困難である
5. 家族や介護者からの虐待（注）がある
6. 病院や福祉施設で不当な扱いや虐待がある
7. 高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにする
8. 高齢者の意見や行動を尊重しない
9. 道路の段差解消、エレベーターの設置、その他高齢者が暮らしやすい街づくりや住宅づくりが進んでいない
10. 認知症について社会の理解が不十分である
11. 特にない
12. わからない
13. その他
[具体的に：]

（注）高齢者への虐待の内容には、次のようなものがあります。

「身体的虐待」～高齢者に暴力をふるう

「心理的虐待」～暴言をはいたり高齢者をわざと無視する

「経済的虐待」～必要なお金を使わせなかったり、高齢者の財産を勝手に処分する

「介護・世話の放棄（ネグレクト）」～必要な介護を行わない

「性的虐待」～性的な行為を強要する

【問9】

高齢者の人権を守るためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 高齢者の人権を守るための教育や啓発に力を入れる
2. 高齢者の人権についての相談体制を充実させる
3. 高齢者が暮らしやすい街づくりや住宅づくりを進める
4. 高齢者に対する犯罪の取り締まりを強化する
5. 家族や隣人、ボランティアなど地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる
6. 高齢者の就職の機会を確保する
7. 保健・医療・福祉サービスを充実させる
8. 高齢者と他の世代との交流を促進する
9. 高齢者が知識や経験等を生かして社会に参加できるよう支援する
10. 保健・医療・福祉施設等の職員の資質を高める
11. 成年後見制度を普及させる
12. 特にない
13. わからない
14. その他
[具体的に：]

●障がいのある人の人権についておたずねします●

【問10】

あなたが、障がいのある人に関する事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 道路の段差解消、エレベーターの設置など障がいのある人が暮らしやすい街づくりが進んでいない
2. 働く場所や働く機会が少ない
3. 就職・職場で不利な扱いを受ける
4. スポーツ活動や文化活動などへ気軽に参加できない
5. 家庭や福祉施設等で障がいのある人に対する虐待（注）がある
6. じろじろ見られたり、避けられたりする
7. 障がいのある人に対する人々の理解が不十分である
8. アパートなど住宅への入居が困難である
9. 差別的な言動を受ける
10. 悪徳商法の被害者が多い
11. 結婚問題で周囲の反対を受ける
12. 特にない
13. わからない
14. その他
[具体的に：]

（注）障がいのある人への虐待の内容には、次のようなものがあります。

「身体的虐待」～障がいのある人に暴力をふるう

「心理的虐待」～暴言をはいたり障がいのある人をわざと無視する

「経済的虐待」～必要なお金を使わせなかったり、障がいのある人の財産を勝手に処分する

「介護・世話の放棄（ネグレクト）」～必要な介護を行わない

「性的虐待」～性的な行為を強要する

【問11】

障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 障がいのある人の人権を守るための教育や啓発に力を入れる
2. 障がいのある人の人権についての相談体制を充実させる
3. 障がいのある人の就職の機会を確保する
4. リハビリテーション事業や訓練施設などを充実させる
5. 障がいのある人が暮らしやすい街づくりを進める
6. 家事援助など、日常生活のサービスを充実させる
7. 保健・医療・福祉サービスを充実させる
8. 障がいのあるなしにかかわらず、ふれあえる交流の場の促進を図る
9. 保健・医療・福祉施設等の職員の資質を高める
10. 成年後見制度を普及させる
11. 特にない
12. わからない
13. その他
[具体的に：]

●同和問題についておたずねします●

【問12】

あなたが、同和問題（部落問題、部落差別）について、はじめて知ったのはいつですか。また、そのきっかけは何からですか。それぞれ、次の中から当てはまるものをどれか1つ選んで番号に○をつけてください。

(1) 知った時期

1. 中学校以前
2. 高校生のとき
3. 学生の頃
4. 社会人になってから
5. 覚えていない
6. 同和問題について知らない
7. 答えたくない

(2) 知ったきっかけ

1. 家族（祖父母、父母、兄弟、姉妹など）から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の友達から聞いた
6. 学校の授業
7. テレビ・ラジオ・新聞・本など
8. 同和問題の集会や研修会
9. 県や市町村の広報誌や冊子
10. インターネット
11. はっきりおぼえていない
12. 同和問題について知らない
13. その他
[具体的に：]

【問13】

あなたは、「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けてきた地区はどういう理由でできたとお考えですか。次の中から当てはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

1. 人種（民族）が違うから
2. 宗教上の理由から
3. 職業上の理由から
4. 生活が貧しかったから
5. 迷信によるもの
6. 同和地区（被差別部落）は、歴史的発展の過程で形づくられた
7. わからない
8. その他
[具体的に：]

【問14】

あなたは、同和問題（部落問題、部落差別）に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 結婚問題で周囲の反対を受ける
 2. 就職や職場で不利な扱いを受ける
 3. 差別的な言動を受ける
 4. 差別的な落書き
 5. 身元調査
 6. インターネット上に差別的な情報が掲載される
 7. 特にない
 8. わからない
 9. その他
- [具体的に：]

【問15】

あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんが同和地区出身者の方と結婚したいと相談してこられた場合はどうされますか。仮定の話と考えた上で、次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

1. こどもの意思を尊重し、親として支援・助力していく
 2. こどもの意思にまかせる
 3. 親として反対するが、こどもの意思が強ければしかたない
 4. 家族の者や親戚の反対があれば結婚を認めない
 5. 絶対に結婚を認めない
 6. わからない
 7. その他
- [具体的に：]

【問16】

あなたは、同和問題（部落問題、部落差別）についてどのように考えますか。次の中から当てはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

1. 基本的人権に関わる問題であり、社会全体の問題として考えなければならない
 2. 自分ではどうにもならないので、なりゆきにまかせる
 3. 身近に感じたことがないため、あまり考えたことがない
 4. できるだけ避けてとおりたい
 5. そっとしておけば自然になくなる
 6. 同和地区（被差別部落）に住んでいる人々の問題であるから自分には関係ない
 7. そういう問題があることを知らない
 8. わからない
 9. その他
- [具体的に：]

【問17】

あなたは、同和問題（部落問題、部落差別）を解決するためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 同和問題の正しい理解を広めるための教育や啓発に力を入れる
2. 同和問題に係る相談体制を充実させる
3. 同和地区（被差別部落）の住環境の整備を図る
4. 同和問題に対する誤った認識の原因となるえせ同和行為（注）を排除する
5. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
6. 特にない
7. わからない
8. その他

[具体的に：

]

（注）えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる不当な要求などの行為で、えせ同和行為自体は同和問題に対する啓発や同和関係者に対する差別をなくそうとする運動とは無関係なものです（例えば高額な図書購入を電話で要求するなどの行為）。

●外国人の人権についておたずねします●

【問18】

あなたが、外国人に関する事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 言葉や習慣、宗教が違うので地域社会に受け入れられにくい
2. 住宅を容易に借りることができない
3. 店によっては入店を拒否される
4. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける
5. 選挙や学校への入学など制度面での制限がある
6. 病院や公共施設等に外国語による表示が少ない
7. じろじろ見られたり、避けられたりする
8. 結婚問題で周囲の反対を受ける
9. 日本人の意識に外国人に対する差別や偏見がある
10. 特にない
11. わからない
12. その他

[具体的に：

]

【問19】

日本に居住している外国人の人権を守るためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 外国人の人権を守るための教育や啓発に力を入れる
2. 外国人の人権についての相談体制を充実させる
3. 日本の社会制度を見直す（例えば選挙、学校への入学、就職など）
4. 外国人を支援する民間ボランティア団体の活動を広げる
5. 外国人と日本人との交流を進める機会を増やす
6. 外国の文化や生活習慣などへの理解を深める
7. 日常生活に必要な情報を外国語で提供する
8. 特にない
9. わからない
10. その他

[具体的に：

]



あと5ページです。
引き続き、よろしく申し上げます。

● 「HIV(エイズウイルス) 感染者やその家族」や
「ハンセン病患者・回復者やその家族」等の人権についておたずねします●

【問20】

あなたが、「HIV（エイズウイルス）感染者やその家族」や「ハンセン病患者・回復者やその家族」等に関する事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 就職や職場で不利な扱いを受ける
2. 感染者や患者等が医療機関で治療や入院を断られる
3. 結婚を断られたり、離婚を迫られる
4. 感染していることを本人に無断で他人に伝えられる
5. 地域社会で仲間はずれにされたり、悪意のある噂を流される
6. マスコミによるプライバシーの侵害
7. 差別的な言動を受ける
8. 特にない
9. わからない
10. その他

[具体的に：

]

【問21】

「HIV（エイズウイルス）感染者やその家族」や「ハンセン病患者・回復者やその家族」等の人権を守るためにはどのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. エイズやハンセン病等についての正しい情報の提供や理解を深めるための教育や啓発に力を入れる
2. 感染者や患者等の人権についての相談体制を充実させる
3. 感染者や患者等のプライバシーを保護する
4. 感染者や患者等の就職の機会を確保する
5. 感染者や患者等の生活を支援する
6. 感染者や患者等の治療費を援助する
7. 特にない
8. わからない
9. その他

[具体的に：

]

●**犯罪被害者等の人権についておたずねします**●

【問 2 2】

あなたが、犯罪被害者等（事件・事故によって被害を受けた人及びその家族または遺族）についての事柄で、人権上問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 犯罪被害者等に対する補償が十分でない
2. 犯罪被害者等に対して、職場や学校、地域などで十分な理解が得られない
3. マスコミ関係者の過度な取材活動や報道によってプライバシーの侵害を受ける
4. 周囲の人に無責任なうわさ話をされる
5. 捜査や裁判で、心理的・時間的・金銭的な負担を受ける
6. 特にない
7. わからない
8. その他
[具体的に：]

【問 2 3】

犯罪被害者等の人権を守るためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 犯罪被害者等の人権を守るための教育や啓発に力を入れる
2. 犯罪被害者等の人権についての相談体制を充実させる
3. 犯罪被害者等の安全を確保する（例えば仕返しや嫌がらせの防止など）
4. 犯罪被害者等のプライバシーに配慮した取材活動や報道を行う
5. 捜査や裁判で犯罪被害者等へ配慮する（例えば女性被害者に対する女性警察官による事情聴取など）
6. 犯罪被害者等に対しての損害の回復や経済的支援（給付金制度、住宅・就業の場の確保など）
7. 犯罪被害者等に対するカウンセリングその他の保健・医療サービスや福祉サービスを充実させる。
8. 犯罪被害者等に接する警察や県・市町村などの関係機関等の職員に対する教育や訓練を充実する
9. 犯罪予防・防止のための施策を充実させる
10. 特にない
11. わからない
12. その他
[具体的に：]

●インターネットによる人権侵害の問題についておたずねします●

【問24】

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されている
2. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
3. 捜査の対象となっている未成年者等の実名や顔写真が掲載されている
4. ネットポルノが存在している
5. プライバシーに関する情報が掲載されること
6. 特にない
7. わからない
8. その他

[具体的に：

]

【問25】

あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことをすればよいと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. インターネット利用者やプロバイダー等(注)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育や啓発に力を入れる
2. インターネットにより人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる
3. プロバイダーに対し人権を侵害する情報の削除を求める
4. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
5. 特にない
6. わからない
7. その他

[具体的に：

]

(注) プロバイダー：インターネットへの接続サービスを提供する団体

●人権問題への取り組みについておたずねします●

【問26】

人権を尊重する意識を高めるために、様々な啓発活動が行われていますが、あなたが、最近1年ぐらいの間に、次の中で見たり、聞いたりしたものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 県・市町村の広報誌
 2. 冊子・パンフレット
 3. 新聞広告
 4. テレビ・ラジオのCM
 5. 人権啓発映画のテレビ放映
 6. 人権啓発映画やビデオの上映会
 7. ポスターやパネルなどの展示会
 8. 人権問題に関する講演会、研修会など
 9. フェスティバルなどのイベント
 10. インターネットのホームページでの情報
 11. 掲示物（ポスター・看板・たれ幕など）
 12. 街頭啓発
 13. 知らない
 14. その他
- [具体的に：]

【問27】

人権を尊重する意識を高めるための啓発の方法として、どのようなものが効果があると思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 新聞・雑誌を通じた啓発を行う
 2. テレビ・ラジオを通じた啓発を行う
 3. 県や市町村の広報誌等を通じた啓発を行う
 4. 人権問題を扱った冊子やパンフレットの配布やポスターの掲示を行う
 5. 人権問題を扱った映画・ビデオを上映する
 6. 講演会・研修会・シンポジウムなどを開催する
 7. 人権に関するイベント・フェスティバルを開催する
 8. 人権問題に関するホームページをつくり、常に新しい情報を提供する
 9. 人権に関する作文や絵画などのコンクールを行う
 10. 障がいのある人や高齢者などとのふれあいの機会を設ける
 11. 特にない
 12. わからない
 13. その他
- [具体的に：]

【問28】

人権が尊重される社会を実現するために、特にどのようなことが必要だと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 家庭において人権に関する教育を充実させる
2. 学校において人権に関する教育を充実させる
3. 地域社会において人権に関する教育を充実させる
4. 企業において人権に関する教育を充実させる
5. 人権に関する相談体制を充実させる
6. 行政が、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人を支援・救済する
7. 人権侵害を受けた人を救済するための新たな法律や制度を作る
8. 人権問題に関する啓発のための施設を充実させる
9. 家庭、学校、地域、企業における人権教育の中心となる人や組織を育てる
10. 何をやっても効果は期待できない
11. 現状の社会で十分に人権は尊重されており、新たな取り組みは不要である
12. 特にない
13. わからない
14. その他
 [具体的に：]

【問29】

人権問題について、県などに対してのご意見やご要望、あなたのお考えなどをご自由にお書きください（書ききれないときは、裏面に御記入ください）。



御協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて9月30日までに
投かんしてください。なお、切手は不要です。

